

議案第 8 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の  
改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正  
に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改  
正に伴う関係条例の改正

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(飛驒市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 飛驒市個人情報保護条例（平成16年飛驒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「総務大臣及び番号法第19条第7号」を「内閣総理大臣及び番号法第19条第8号」に改める。

(飛驒市手数料徴収条例の一部改正)

第2条 飛驒市手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表中16の部を削り、17の部を16の部とし、18の部から41の部までを1部ずつ繰り上げる。

(飛驒市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 飛驒市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年飛驒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (第1条) 飛騨市個人情報保護条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第27条 略</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第27条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第27条 略</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第27条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>以下 略</p>

(第2条) 飛騨市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略 別表 (第2条関係)				本則・附則 略 別表 (第2条関係)			
番号	手数料の種類	金額	備考	番号	手数料の種類	金額	備考
1の部～15の部 略				1の部～15の部 略			
16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付手数料（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1件につき 800円		—		—	
17	略	略		16	略	略	
18の部～41の部 略				17の部～40の部 略			

## (第3条) 飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第9号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
担当部	総務部、市民福祉部
提案理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の改正
制定改廃の根拠等	デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）附則第41条及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第55条の規定により「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。
制定改廃の概要	<p><b>【改正の内容】</b></p> <p>(1) 条例で引用する法令条号番号の改正</p> <p>番号法が改正され、特定個人情報を提供できる場合を定める第19条に新たな号として、「使用者等が、その従業者等であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て他の使用者等に対し特定個人情報を提供するとき。」が追加されたことに伴い、条例中同条を引用する箇所を改正する。</p> <p>〔第1条〕 飛騨市個人情報保護条例（第27条の2関係）</p> <p>〔第3条〕 飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（第1条及び第5条関係）</p> <p>(2) 個人番号カード再交付手数料の削除</p> <p>これまで市が条例で定め徴収していた「個人番号カード再交付手数料」について、番号法の改正により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が手数料を徴収できるようになったとともに、手数料徴収事務について同機構から市町村長に委託することができるようになったことに伴い、条例中再交付手数料の規定を削除する。</p> <p>〔第2条〕 飛騨市手数料徴収条例（別表関係）</p>

	<p>(3) 番号法改正に合わせた文言の改正</p> <p>番号法の改正により、個人情報の訂正に伴う情報提供等記録の訂正をした場合の通知先が、「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改正されたことから、条例中同事項を規定する箇所を改正する。</p> <p>〔第1条〕 飛騨市個人情報保護条例 (第27条の2関係)</p>
市民への影響等	<p><b>【市民等への影響】</b></p> <p>(1)及び(3)：引用する条号のずれ及び文言の修正のための改正であり、市民への影響はない。</p> <p>(2)：市民にとって手続上の変更となる点はないため影響はない。</p> <p><b>【影響の規模（参考数値）】</b></p> <p>(2)：個人番号カード再交付件数</p> <p>令和元年度 3件</p> <p>令和2年度 15件</p> <p>令和3年度 1件 (7月末時点)</p>
施行日	公布の日
備考	